

子どもの医療費助成制度改善を求める意見書

平成28年4月1日現在、厚生労働省によると、市町村で中学生卒業以上の通院費無料化が全国1387の自治体、約80%に達していると調査されています。

これまで、市町村が子どもの医療費無料化を現物給付にした場合、国保の補助金を減額するという罰則がありました、「これでは少子化対策に逆行する」という観点から「子どもの医療費助成への「罰則」廃止と国の制度化を求める陳情書」を県下20の市町村で意見書が採択されてきました。そのような声にも押され、政府は「就学前に限り」現物給付に対する罰則を廃止しています。しかし、医療費助成を拡大した場合のペナルティーは以前変わりなく全廃には至っておりません。

沖縄県においては「通院も中学生卒業まで無料とする県の助成に関する請願」が平成25年3月に県議会において全会一致で採択されています。しかし、今年、4月に発表された「子ども医療費助成」の見直し構想は「外来窓口負担を中学卒業まで無料化」としたもののが「現物給付は非課税世帯に限る」「中間層は、一部負担1日千円6歳まで償還払い」「高所得層は、助成の対象としない」等が示されました。応能負担の原則は、税や保険料の段階で課されるべきであり、このような施策は、子どもの医療にかかる格差が生じ公平さに欠けると言わざるを得ません。とりわけ、非課税世帯の少し上の世帯は生活が苦しい世帯であり、境界層のわずかな差が子どもの医療に大きな差別となってしまいます。また、実務は煩雑となり、行政や診療現場での混乱を生じさせるものと考えます。以上のことから「子どもの医療を受ける権利を保障し、心身ともに健康に子どもたちが成長できるよう支援する」国の制度化を強く求めます。

記

- 1 子ども医療費無料制度を国の制度として創設すること。
- 2 少子化対策に逆行する「子ども医療費助成」に対する国保の補助金を減額する「罰則」を全廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月28日

沖縄県中頭郡北谷町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣